

令和 7 年 3 月
令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会
議案説明書（その 1）

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2 号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第 5 号	令和 7 年度栃木市一般会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 7 年度栃木市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 7 年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	別冊
議案第 9 号	令和 7 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	別冊
議案第 10 号	令和 7 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 7 年度栃木市平川産業団地特別会計予算	別冊
議案第 12 号	令和 7 年度栃木市水道事業会計予算	別冊
議案第 13 号	令和 7 年度栃木市下水道事業会計予算	別冊
議案第 14 号	市長の専決処分事項の承認について （令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 9 号））	別冊
議案第 15 号	令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 10 号）	別冊
議案第 16 号	令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 17 号	令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 18 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 19 号	令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 20 号	令和 6 年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 21 号	令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 22 号	栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定について	3
議案第 23 号	栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和 に関する条例の制定について	4
議案第 24 号	栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	5
議案第 25 号	栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について	6
議案第 26 号	栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について	7
議案第 27 号	栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第 28 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	12

議案第 29 号	栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	16
議案第 30 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	22
議案第 31 号	栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 32 号	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	64
議案第 33 号	栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する 条例の制定について……………	70
議案第 34 号	栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について…………	74
議案第 35 号	栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について……………	82
議案第 36 号	栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	86
議案第 37 号	栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について…	90
議案第 38 号	栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	94
議案第 39 号	栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	98
議案第 40 号	栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について…………	102
議案第 41 号	栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定について……………	106
議案第 42 号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について……………	110
議案第 43 号	栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について……………	114
議案第 44 号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について……………	120
議案第 45 号	栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	132
議案第 46 号	栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について……………	138
議案第 47 号	栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について……………	144

議案第 48 号 栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について.....	148
---	-----

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

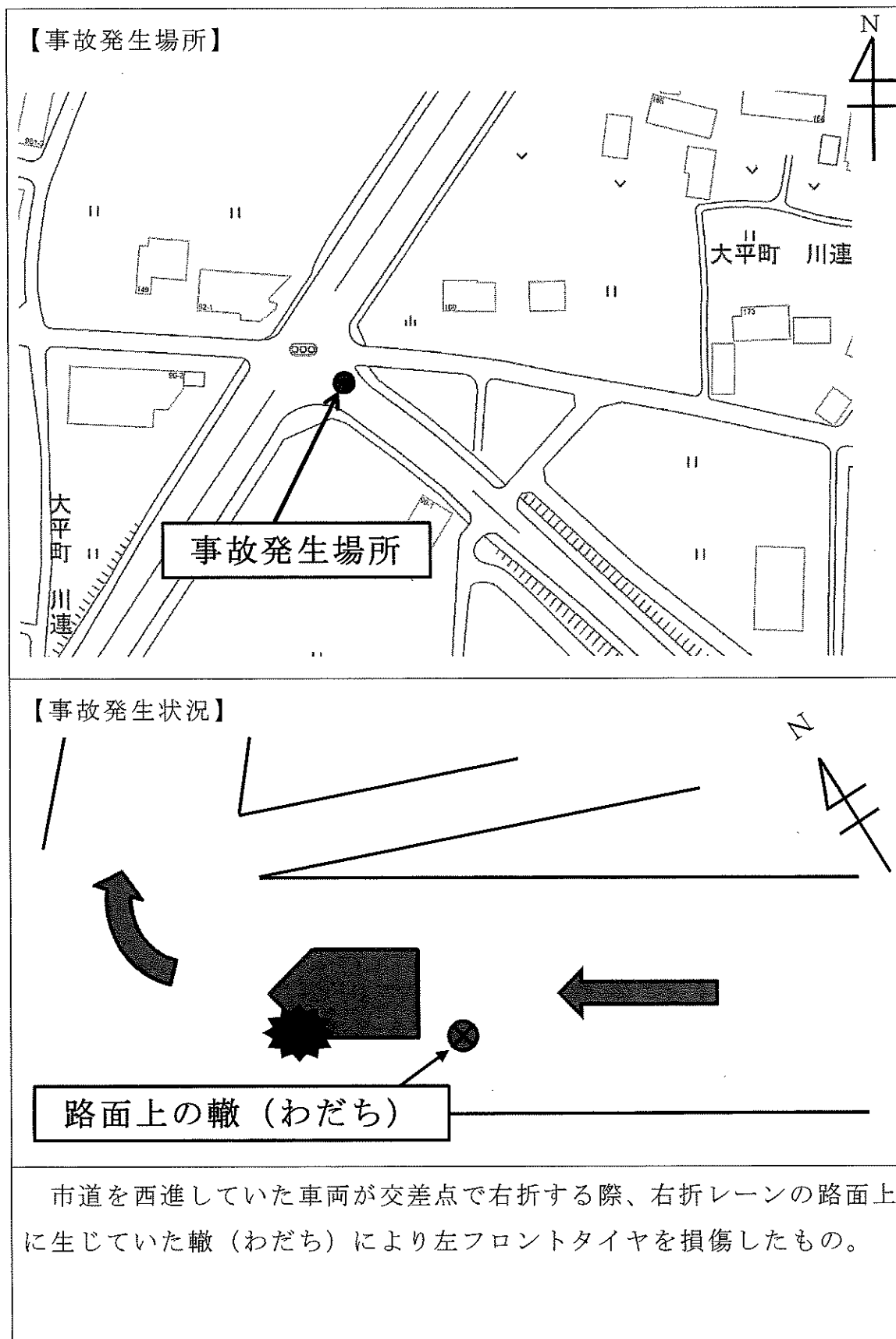
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第 1 号



(総合政策課)

議案第 22 号

栃木市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

提案理由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市企業版ふるさと応援基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(蔵の街課)

議案第23号

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準
法の制限の緩和に関する条例の制定について

提案理由

栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限を緩和するに当たり、必要な事項を定めるため、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

(保 育 課)

議案第 2 4 号

栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定について

提案理由

栃木市乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その設備及び運営に関する基準を定めるため、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

(保 育 課)

議案第 2 5 号

栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について

提案理由

栃木市乳児等通園支援事業を実施するに当たり、同事業を利用する乳幼児の保護者から徴収する費用に関し必要な事項を定めるため、栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

(産業基盤整備課)

議案第 26 号

栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例の制定について

提案理由

栃木インター西産業団地事業に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市栃木インター西産業団地事業基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

(秘 書 課)

議案第 2 7 号

栃木市表彰条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

被表彰者への贈呈品を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市表彰条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

き章を削ること。（第 7 条関係）

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第 27 号（秘書課）

栃木市表彰条例の一部を改正する条例

現	行
（表彰） 第 7 条 略 2 被表彰者には、表彰状、<u>記念品及びき章</u>を贈るものとする。	

改 正 案

(表彰)

第7条 略

2 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈るものとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正
懲役に係る規定を改めること。(第 11 条関係)
- 2 栃木市職員退隠料条例の一部改正
懲役及び禁錮に係る規定を改めること。(第 13 条関係)
- 3 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正
禁錮に係る規定を改めること。(第 4 条関係)
- 4 栃木市行政不服審査会条例の一部改正
懲役に係る規定を改めること。(第 7 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

現 行

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

（罰則）

第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【栃木市職員退隠料条例の一部改正】

（扶助の支給停止）

第13条 扶助料を受ける者が3年以下の懲役又は禁錮^この刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日の属する月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、扶助料の支給は、これを停止せず、その言渡しを取り消されたときは取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の属する月までこれを停止する。

2 前項の規定は、禁錮^こ以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前に在る者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に、これを準用する。

3 略

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正】

（欠格事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮^こ以上に刑を処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略

【栃木市行政不服審査会条例の一部改正】

（罰則）

第7条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

改 正 案

【栃木市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正】

(罰則)

第11条 第9条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

【栃木市職員退隠料条例の一部改正】

(扶助の支給停止)

第13条 扶助料を受ける者が3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月からその刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日の属する月まで扶助料を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、扶助料の支給は、これを停止せず、その言渡しを取り消されたときは取消しの日の属する月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日の属する月までこれを停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ刑の執行中又はその執行前に在る者に扶助料を支給しなければならない事由が発生した場合に、これを準用する。

3 略

【栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正】

(欠格事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上に刑を処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) 略

【栃木市行政不服審査会条例の一部改正】

(罰則)

第7条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(総務人事課)

議案第 29 号

栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

職員が仕事と育児を両立できる職場環境を整備し、職員のワーク・ライフ・バランスを一層推進するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 時間外勤務の制限の対象となる職員を改め、字句の整理を行うこと。

(第 8 条の 3 関係)

- 2 産前休暇及び子の看護のための休暇に係る規定を改めること。

(別表第 1 関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

現	行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第8条の3 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。 この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 5 略	

改 正 案

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 略

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

3 略

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

現

行

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
1～11 略	略
12 <u>6週間</u> （多胎妊娠の場合にあっては、 14週間）以内に出産する予定である女性 職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
13～16 略	略
17 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の <u>看護</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話 <u>又は疾病</u> の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話を <u>行うこと</u> をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
18～24 略	略

改 正 案

別表第1（第14条関係）

休暇の原因	休暇の期間
1～11 略	略
12 <u>8週間</u> （多胎妊娠の場合にあつては、 14週間）以内に出産する予定である女性 職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
13～16 略	略
17 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の <u>看護等</u> （負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、 <u>疾病</u> の予防を図るために必要なものとして規則で定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
18～24 略	略

(総務人事課)

議案第 3 0 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

期末手当の支給割合を改めること。(第 6 条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第30号（総務人事課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略	

改 正 案

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ職員の給与を改定するに
当たり、及び刑法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、
栃木市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議
決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 手当の種類に在宅勤務等手当を加えること。(第 2 条関係)
- 2 昇給の基準を改めること。(第 4 条関係)
- 3 扶養手当の支給に係る規定を改めること。(第 8 条及び第 9 条関係)
- 4 地域手当の級地の区分及び支給割合を改めること。(第 9 条の 2 関係)
- 5 配偶者の定義を加えること。(第 9 条の 3 関係)
- 6 通勤手当の支給に係る規定を改めること。(第 1 0 条関係)
- 7 単身赴任手当の支給対象者を改めること。(第 1 0 条の 2 関係)
- 8 在宅勤務等手当の支給に係る規定を加えること。(第 1 0 条の 3 関係)
- 9 管理職員特別勤務手当の支給対象時間及び支給額を改めること。

(第 1 6 条の 3 関係)

- 1 0 期末手当の支給割合を改めること。(第 1 7 条関係)
- 1 1 禁錮に係る規定を改め、字句の整理を行うこと。

(第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 関係)

1 2 勤勉手当の支給割合を改めること。(第 17 条の 4 関係)

1 3 定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外規定を改めること。

(第 17 条の 5 関係)

1 4 扶養手当を削ること。(第 17 条の 6 関係)

1 5 行政職給料表の給料月額を改めること。(別表第 1 関係)

1 6 消防職給料表の給料月額を改めること。(別表第 2 関係)

[参照条文]

議案第 22 号と同じ。

議案第31号（総務人事課）

栃木市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

現

行

（給料）

第2条 給料は、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 略

（昇給の基準）

第4条 略

2～4 略

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、55歳に達する日の属する年度の前年度の末日を超えて在職する職員については、昇給を行わないものとする。ただし、当該職員で第4項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務したものについては、同項の規定により昇給させることができる。この場合における昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

7～10 略

（扶養手当）

第8条 略

改 正 案

(給料)

第2条 給料は、栃木市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成22年栃木市条例第38号。以下「休暇等条例」という。）第6条第4項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

2 略

(昇給の基準)

第4条 略

2～4 略

5 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 次に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳に達する日の属する年度の前年度の末日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの

7～10 略

(扶養手当)

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日

改 正 案

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条 削除

現

行

であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後
にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、
その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じ
た日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給
額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当
の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶
養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8
級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職
員以外のものが8級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子で
なかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる
地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 1級地 100分の20

(2) 2級地 100分の16

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 略

改 正 案

(地域手当)

第9条の2 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

3 略

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞ

改 正 案

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもののとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ

れ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を

改 正 案

れ次に定める額（第10条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ス 略

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

現

行

乗じて得た額)

(2) 略

- 4 前項の規定は、前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5～8 略

(単身赴任手当)

第10条の2 略

2 略

- 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

(2) 略

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

（単身赴任手当）

第10条の2 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

（在宅勤務等手当）

第10条の3 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各

改 正 案

規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休暇等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 略

4 略

(期末手当)

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(規則で定めるものを除く。第17条の4第2項各号において「特定幹部職員」という。))にあっては、100分の105)を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げ

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4～6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的

改 正 案

る区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4～6 略

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的

に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し
禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(扶養手当等の支給方法)

第17条の6 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

改 正 案

に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し
拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第17条の5 第4条第3項から第9項まで及び第8条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第17条の6 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

現

行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
	19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>
	20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
	21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
	22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
	23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
	24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
	25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
	26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
	27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
	28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
	29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
	30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
	31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
	32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
	33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
	34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
	35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
	36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
	19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>	
	20	212,100	255,400	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>	
	21	213,600	256,400	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>	
	22	215,200	257,400	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>	
	23	216,800	258,400	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	
	24	218,400	259,400	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>	
	25	220,000	260,400	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>	
	26	221,700	261,300	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>	
	27	223,000	262,200	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>	
	28	224,300	263,100	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>	
	29	225,600	263,900	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>	
	30	226,700	264,700	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>	
	31	227,800	265,500	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>	
	32	228,900	266,300	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>	
	33	230,000	267,000	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>	
	34	231,100	267,800	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>	
	35	232,200	268,600	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>	
	36	233,300	269,300	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>	

	現			行				
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		

改 正 案								
37	234,400	270,000	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>	
38	235,400	270,800	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>	
39	236,400	271,600	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>	
40	237,300	272,300	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>	
41	238,200	273,000	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>	
42	239,100	273,800	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>	
43	239,900	274,600	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>	
44	240,700	275,300	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>	
45	241,400	276,000	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>	
46	242,000	276,700	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>		
47	242,600	277,400	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>		
48	243,200	278,100	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>		
49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			
78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			

現				行			
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>	
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>	
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>	
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>	
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>	
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>	
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>	
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>		
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>		
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>		
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>		
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>		
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>		
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>		
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>		
94		299,400	<u>347,400</u>				
95		299,700	<u>347,800</u>				
96		300,100	<u>348,200</u>				
97		300,300	<u>348,400</u>				
98		300,600	<u>348,800</u>				
99		301,000	<u>349,200</u>				
100		301,400	<u>349,500</u>				
101		301,600	<u>349,800</u>				
102		301,900	<u>350,200</u>				
103		302,200	<u>350,600</u>				
104		302,500	<u>351,000</u>				
105		302,700	<u>351,500</u>				
106		303,000	<u>351,900</u>				
107		303,300	<u>352,300</u>				
108		303,600	<u>352,700</u>				
109		303,800	<u>353,200</u>				
110		304,200	<u>353,600</u>				
111		304,600	<u>353,900</u>				
112		304,900	<u>354,200</u>				
113		305,100	<u>354,700</u>				
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					

改 正 案						
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>	
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>			
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>			
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>			
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>			
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>			
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>			
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>			
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>			
94		299,400	<u>348,800</u>			
95		299,700	<u>349,200</u>			
96		300,100	<u>349,500</u>			
97		300,300	<u>349,800</u>			
98		300,600	<u>350,200</u>			
99		301,000	<u>350,600</u>			
100		301,400	<u>351,000</u>			
101		301,600	<u>351,500</u>			
102		301,900	<u>351,900</u>			
103		302,200	<u>352,300</u>			
104		302,500	<u>352,700</u>			
105		302,700	<u>353,200</u>			
106		303,000	<u>353,600</u>			
107		303,300	<u>353,900</u>			
108		303,600	<u>354,200</u>			
109		303,800	<u>354,700</u>			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				

現					行				
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2 (第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	<u>290,400</u>	<u>320,000</u>	<u>342,400</u>	<u>364,800</u>	<u>393,500</u>
	2	214,000	234,800	257,500	<u>291,700</u>	<u>321,700</u>	<u>344,100</u>	<u>366,500</u>	<u>395,300</u>
	3	216,400	237,000	259,700	<u>293,000</u>	<u>323,400</u>	<u>345,700</u>	<u>368,200</u>	<u>397,000</u>
	4	218,800	239,200	261,900	<u>294,200</u>	<u>325,100</u>	<u>347,300</u>	<u>369,900</u>	<u>398,700</u>
	5	221,200	241,400	264,000	<u>295,400</u>	<u>326,600</u>	<u>348,900</u>	<u>371,600</u>	<u>400,300</u>
	6	223,600	243,400	265,300	<u>296,400</u>	<u>328,000</u>	<u>350,000</u>	<u>373,200</u>	<u>401,800</u>
	7	226,000	245,400	266,600	<u>297,400</u>	<u>329,300</u>	<u>351,100</u>	<u>374,800</u>	<u>403,300</u>
	8	228,200	247,200	267,900	<u>298,300</u>	<u>330,600</u>	<u>352,200</u>	<u>376,400</u>	<u>404,800</u>
	9	230,400	249,000	269,200	<u>298,900</u>	<u>331,900</u>	<u>353,300</u>	<u>377,900</u>	<u>406,200</u>
	10	232,500	250,700	270,500	<u>299,600</u>	<u>333,400</u>	<u>355,000</u>	<u>379,500</u>	<u>407,800</u>
	11	234,600	252,400	271,800	<u>300,300</u>	<u>334,900</u>	<u>356,700</u>	<u>381,100</u>	<u>409,400</u>
	12	236,600	253,800	273,100	<u>301,000</u>	<u>336,400</u>	<u>358,300</u>	<u>382,600</u>	<u>410,900</u>
	13	238,600	255,200	274,400	<u>301,700</u>	<u>337,900</u>	<u>359,900</u>	<u>384,100</u>	<u>412,400</u>
	14	240,600	257,000	275,600	<u>302,400</u>	<u>339,300</u>	<u>361,600</u>	<u>385,800</u>	<u>414,500</u>
	15	242,600	258,400	276,700	<u>303,100</u>	<u>340,600</u>	<u>363,200</u>	<u>387,500</u>	<u>416,500</u>
	16	244,200	259,900	278,200	<u>303,700</u>	<u>341,900</u>	<u>364,800</u>	<u>389,200</u>	<u>418,600</u>
	17	245,800	261,400	279,500	<u>304,400</u>	<u>343,200</u>	<u>366,400</u>	<u>390,700</u>	<u>420,300</u>
	18	247,300	262,600	280,800	<u>305,200</u>	<u>344,800</u>	<u>368,000</u>	<u>392,300</u>	<u>421,900</u>
	19	248,800	263,800	282,100	<u>305,900</u>	<u>346,400</u>	<u>369,600</u>	<u>393,900</u>	<u>423,500</u>
	20	250,300	264,900	283,300	<u>306,700</u>	<u>348,000</u>	<u>371,200</u>	<u>395,500</u>	<u>425,000</u>
	21	251,800	266,200	284,500	<u>307,400</u>	<u>349,500</u>	<u>372,800</u>	<u>397,100</u>	<u>426,500</u>
	22	253,400	267,400	285,100	<u>308,200</u>	<u>351,100</u>	<u>374,400</u>	<u>398,700</u>	<u>428,100</u>
	23	254,900	268,700	285,700	<u>309,200</u>	<u>352,700</u>	<u>376,000</u>	<u>400,300</u>	<u>429,500</u>
	24	256,400	270,000	286,300	<u>310,100</u>	<u>354,200</u>	<u>377,600</u>	<u>401,900</u>	<u>430,900</u>
	25	257,900	271,400	286,800	<u>311,000</u>	<u>355,700</u>	<u>379,200</u>	<u>403,400</u>	<u>432,000</u>
	26	259,100	272,800	287,400	<u>312,300</u>	<u>357,300</u>	<u>380,800</u>	<u>405,400</u>	<u>433,400</u>
	27	260,300	274,100	288,000	<u>313,600</u>	<u>358,900</u>	<u>382,400</u>	<u>407,400</u>	<u>434,900</u>
	28	261,500	275,400	288,500	<u>314,900</u>	<u>360,400</u>	<u>384,000</u>	<u>409,400</u>	<u>436,400</u>
	29	262,700	276,400	289,000	<u>316,200</u>	<u>361,900</u>	<u>385,600</u>	<u>410,900</u>	<u>437,700</u>
	30	264,000	277,700	289,600	<u>317,700</u>	<u>363,500</u>	<u>387,200</u>	<u>412,600</u>	<u>439,400</u>
	31	265,300	279,000	290,100	<u>319,000</u>	<u>365,100</u>	<u>388,900</u>	<u>414,200</u>	<u>441,000</u>
	32	266,600	280,200	290,600	<u>320,100</u>	<u>366,700</u>	<u>390,600</u>	<u>415,900</u>	<u>442,600</u>
	33	267,900	281,400	291,100	<u>321,100</u>	<u>368,100</u>	<u>392,300</u>	<u>417,500</u>	<u>444,000</u>
	34	269,400	282,000	291,700	<u>322,300</u>	<u>369,800</u>	<u>394,300</u>	<u>419,000</u>	<u>445,700</u>
	35	270,700	282,600	292,200	<u>323,500</u>	<u>371,500</u>	<u>396,200</u>	<u>420,500</u>	<u>447,400</u>
	36	272,100	283,200	292,700	<u>324,600</u>	<u>373,100</u>	<u>398,100</u>	<u>421,900</u>	<u>449,000</u>

改 正 案

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	<u>295,400</u>	<u>331,900</u>	<u>353,300</u>	<u>384,100</u>	<u>420,300</u>
	2	214,000	234,800	257,500	<u>296,400</u>	<u>333,400</u>	<u>355,000</u>	<u>385,800</u>	<u>421,900</u>
	3	216,400	237,000	259,700	<u>297,400</u>	<u>334,900</u>	<u>356,700</u>	<u>387,500</u>	<u>423,500</u>
	4	218,800	239,200	261,900	<u>298,300</u>	<u>336,400</u>	<u>358,300</u>	<u>389,200</u>	<u>425,000</u>
	5	221,200	241,400	264,000	<u>298,900</u>	<u>337,900</u>	<u>359,900</u>	<u>390,700</u>	<u>426,500</u>
	6	223,600	243,400	265,300	<u>299,600</u>	<u>339,300</u>	<u>361,600</u>	<u>392,300</u>	<u>428,100</u>
	7	226,000	245,400	266,600	<u>300,300</u>	<u>340,600</u>	<u>363,200</u>	<u>393,900</u>	<u>429,500</u>
	8	228,200	247,200	267,900	<u>301,000</u>	<u>341,900</u>	<u>364,800</u>	<u>395,500</u>	<u>430,900</u>
	9	230,400	249,000	269,200	<u>301,700</u>	<u>343,200</u>	<u>366,400</u>	<u>397,100</u>	<u>432,000</u>
	10	232,500	250,700	270,500	<u>302,400</u>	<u>344,800</u>	<u>368,000</u>	<u>398,700</u>	<u>433,400</u>
	11	234,600	252,400	271,800	<u>303,100</u>	<u>346,400</u>	<u>369,600</u>	<u>400,300</u>	<u>434,900</u>
	12	236,600	253,800	273,100	<u>303,700</u>	<u>348,000</u>	<u>371,200</u>	<u>401,900</u>	<u>436,400</u>
	13	238,600	255,200	274,400	<u>304,400</u>	<u>349,500</u>	<u>372,800</u>	<u>403,400</u>	<u>437,700</u>
	14	240,600	257,000	275,600	<u>305,200</u>	<u>351,100</u>	<u>374,400</u>	<u>405,400</u>	<u>439,400</u>
	15	242,600	258,400	276,700	<u>305,900</u>	<u>352,700</u>	<u>376,000</u>	<u>407,400</u>	<u>441,000</u>
	16	244,200	259,900	278,200	<u>306,700</u>	<u>354,200</u>	<u>377,600</u>	<u>409,400</u>	<u>442,600</u>
	17	245,800	261,400	279,500	<u>307,400</u>	<u>355,700</u>	<u>379,200</u>	<u>410,900</u>	<u>444,000</u>
	18	247,300	262,600	280,800	<u>308,200</u>	<u>357,300</u>	<u>380,800</u>	<u>412,600</u>	<u>445,700</u>
	19	248,800	263,800	282,100	<u>309,200</u>	<u>358,900</u>	<u>382,400</u>	<u>414,200</u>	<u>447,400</u>
	20	250,300	264,900	283,300	<u>310,100</u>	<u>360,400</u>	<u>384,000</u>	<u>415,900</u>	<u>449,000</u>
	21	251,800	266,200	284,500	<u>311,000</u>	<u>361,900</u>	<u>385,600</u>	<u>417,500</u>	<u>450,400</u>
	22	253,400	267,400	285,100	<u>312,300</u>	<u>363,500</u>	<u>387,200</u>	<u>419,000</u>	<u>451,100</u>
	23	254,900	268,700	285,700	<u>313,600</u>	<u>365,100</u>	<u>388,900</u>	<u>420,500</u>	<u>451,800</u>
	24	256,400	270,000	286,300	<u>314,900</u>	<u>366,700</u>	<u>390,600</u>	<u>421,900</u>	<u>452,500</u>
	25	257,900	271,400	286,800	<u>316,200</u>	<u>368,100</u>	<u>392,300</u>	<u>423,100</u>	<u>452,900</u>
	26	259,100	272,800	287,400	<u>317,700</u>	<u>369,800</u>	<u>394,300</u>	<u>424,600</u>	<u>453,400</u>
	27	260,300	274,100	288,000	<u>319,000</u>	<u>371,500</u>	<u>396,200</u>	<u>426,100</u>	<u>454,000</u>
	28	261,500	275,400	288,500	<u>320,100</u>	<u>373,100</u>	<u>398,100</u>	<u>427,500</u>	<u>454,600</u>
	29	262,700	276,400	289,000	<u>321,100</u>	<u>374,700</u>	<u>399,800</u>	<u>429,000</u>	<u>455,200</u>
	30	264,000	277,700	289,600	<u>322,300</u>	<u>376,300</u>	<u>401,200</u>	<u>430,300</u>	<u>455,900</u>
	31	265,300	279,000	290,100	<u>323,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,400</u>	<u>431,500</u>	<u>456,400</u>
	32	266,600	280,200	290,600	<u>324,600</u>	<u>379,600</u>	<u>403,700</u>	<u>432,700</u>	<u>456,900</u>
	33	267,900	281,400	291,100	<u>325,700</u>	<u>381,300</u>	<u>404,700</u>	<u>433,700</u>	<u>457,400</u>
	34	269,400	282,000	291,700	<u>326,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,800</u>	<u>434,400</u>	<u>457,700</u>
	35	270,700	282,600	292,200	<u>328,100</u>	<u>385,300</u>	<u>406,800</u>	<u>435,200</u>	<u>458,000</u>
	36	272,100	283,200	292,700	<u>329,200</u>	<u>387,300</u>	<u>407,800</u>	<u>435,900</u>	<u>458,400</u>

	現				行			
37	273,100	283,700	293,200	<u>325,700</u>	<u>374,700</u>	<u>399,800</u>	<u>423,100</u>	<u>450,400</u>
38	274,400	284,300	293,800	<u>326,900</u>	<u>376,300</u>	<u>401,200</u>	<u>424,600</u>	<u>451,100</u>
39	275,700	284,900	294,400	<u>328,100</u>	<u>377,900</u>	<u>402,400</u>	<u>426,100</u>	<u>451,800</u>
40	276,900	285,500	295,000	<u>329,200</u>	<u>379,600</u>	<u>403,700</u>	<u>427,500</u>	<u>452,500</u>
41	278,100	286,000	295,700	<u>330,300</u>	<u>381,300</u>	<u>404,700</u>	<u>429,000</u>	<u>452,900</u>
42	278,700	286,600	296,400	<u>331,500</u>	<u>383,300</u>	<u>405,800</u>	<u>430,300</u>	<u>453,400</u>
43	279,300	287,200	297,100	<u>332,700</u>	<u>385,300</u>	<u>406,800</u>	<u>431,500</u>	<u>454,000</u>
44	279,900	287,700	297,800	<u>333,900</u>	<u>387,300</u>	<u>407,800</u>	<u>432,700</u>	<u>454,600</u>
45	280,300	288,200	298,400	<u>335,100</u>	<u>389,000</u>	<u>408,900</u>	<u>433,700</u>	<u>455,200</u>
46	280,900	288,700	299,300	<u>336,300</u>	<u>390,700</u>	<u>410,100</u>	<u>434,400</u>	<u>455,900</u>
47	281,400	289,200	300,100	<u>337,500</u>	<u>392,200</u>	<u>411,200</u>	<u>435,200</u>	<u>456,400</u>
48	281,900	289,700	300,900	<u>338,700</u>	<u>393,700</u>	<u>412,300</u>	<u>435,900</u>	<u>456,900</u>
49	282,400	290,300	301,700	<u>339,900</u>	<u>394,900</u>	<u>413,500</u>	<u>436,400</u>	<u>457,400</u>
50	283,000	290,800	302,800	<u>341,200</u>	<u>395,900</u>	<u>414,300</u>	<u>436,800</u>	<u>457,700</u>
51	283,500	291,400	303,900	<u>342,400</u>	<u>396,900</u>	<u>415,100</u>	<u>437,200</u>	<u>458,000</u>
52	284,000	292,000	304,900	<u>343,600</u>	<u>397,900</u>	<u>415,700</u>	<u>437,500</u>	<u>458,400</u>
53	284,500	292,600	305,900	<u>344,800</u>	<u>399,000</u>	<u>416,200</u>	<u>437,800</u>	<u>458,800</u>
54	285,100	293,300	307,000	<u>346,200</u>	<u>400,100</u>	<u>416,900</u>	<u>438,100</u>	<u>459,000</u>
55	285,600	294,000	308,000	<u>347,500</u>	<u>401,200</u>	<u>417,600</u>	<u>438,400</u>	<u>459,300</u>
56	286,100	294,700	309,100	<u>348,800</u>	<u>402,300</u>	<u>418,200</u>	<u>438,700</u>	<u>459,500</u>
57	286,600	295,300	310,100	<u>349,700</u>	<u>403,600</u>	<u>418,900</u>	<u>438,900</u>	<u>459,900</u>
58	287,100	296,200	311,200	<u>351,000</u>	<u>404,400</u>	<u>419,300</u>	<u>439,200</u>	<u>460,100</u>
59	287,600	297,000	312,300	<u>352,200</u>	<u>405,200</u>	<u>419,900</u>	<u>439,500</u>	<u>460,300</u>
60	288,100	297,800	313,400	<u>353,400</u>	<u>405,800</u>	<u>420,500</u>	<u>439,800</u>	<u>460,500</u>
61	288,600	298,600	314,400	<u>354,600</u>	<u>406,300</u>	<u>420,900</u>	<u>440,100</u>	<u>460,900</u>
62	289,100	299,500	315,500	<u>356,000</u>	<u>407,000</u>	<u>421,300</u>	<u>440,400</u>	
63	289,600	300,400	316,600	<u>357,400</u>	<u>407,700</u>	<u>421,800</u>	<u>440,700</u>	
64	290,100	301,300	317,700	<u>358,800</u>	<u>408,400</u>	<u>422,300</u>	<u>441,000</u>	
65	290,600	302,100	318,700	<u>360,100</u>	<u>408,700</u>	<u>422,800</u>	<u>441,200</u>	
66	291,100	303,000	319,800	<u>361,600</u>	<u>409,400</u>	<u>423,400</u>	<u>441,500</u>	
67	291,600	303,800	320,900	<u>363,100</u>	<u>410,100</u>	<u>423,800</u>	<u>441,800</u>	
68	292,100	304,600	322,000	<u>364,500</u>	<u>410,600</u>	<u>424,200</u>	<u>442,100</u>	
69	292,600	305,500	323,000	<u>365,700</u>	<u>411,000</u>	<u>424,600</u>	<u>442,300</u>	
70	293,100	306,400	324,200	<u>367,100</u>	<u>411,400</u>	<u>424,900</u>	<u>442,600</u>	
71	293,600	307,300	325,400	<u>368,400</u>	<u>411,900</u>	<u>425,200</u>	<u>442,900</u>	
72	294,100	308,200	326,600	<u>369,800</u>	<u>412,400</u>	<u>425,500</u>	<u>443,100</u>	
73	294,600	309,000	327,300	<u>370,900</u>	<u>412,900</u>	<u>425,800</u>	<u>443,300</u>	
74	295,200	309,900	328,600	<u>372,100</u>	<u>413,300</u>	<u>426,100</u>	<u>443,600</u>	
75	295,800	310,800	329,900	<u>373,300</u>	<u>413,800</u>	<u>426,400</u>	<u>443,900</u>	
76	296,300	311,600	331,200	<u>374,500</u>	<u>414,300</u>	<u>426,600</u>	<u>444,200</u>	
77	296,800	312,300	332,500	<u>375,800</u>	<u>414,800</u>	<u>426,800</u>	<u>444,400</u>	
78	297,400	313,200	333,900	<u>377,000</u>	<u>415,300</u>	<u>427,100</u>	<u>444,700</u>	

改 正 案									
37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100		
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400		
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700		
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000		
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200		
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500		
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800		
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100		
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300		
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600		
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900		
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100		
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300		
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600		
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900		
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200		
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400		
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700		
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000		
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300		
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500		
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800		
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100		
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400		
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600		
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100			
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400			
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600			
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800			
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100			

現				行			
79	298,000	314,100	335,300	<u>378,200</u>	<u>415,900</u>	<u>427,400</u>	<u>445,000</u>
80	298,600	315,100	336,700	<u>379,300</u>	<u>416,400</u>	<u>427,600</u>	<u>445,300</u>
81	299,200	316,000	338,000	<u>380,400</u>	<u>416,800</u>	<u>427,800</u>	<u>445,500</u>
82	299,900	317,100	339,600	<u>381,600</u>	<u>417,400</u>	<u>428,100</u>	<u>445,800</u>
83	300,600	318,100	341,100	<u>382,700</u>	<u>417,900</u>	<u>428,400</u>	<u>446,100</u>
84	301,200	319,100	342,600	<u>383,900</u>	<u>418,100</u>	<u>428,600</u>	<u>446,400</u>
85	301,800	320,000	344,000	<u>385,000</u>	<u>418,400</u>	<u>428,800</u>	<u>446,600</u>
86	302,500	321,000	345,500	<u>385,600</u>	<u>418,900</u>	<u>429,100</u>	
87	303,200	322,000	347,000	<u>386,100</u>	<u>419,200</u>	<u>429,400</u>	
88	303,900	323,000	348,400	<u>386,600</u>	<u>419,500</u>	<u>429,600</u>	
89	304,600	324,000	349,700	<u>387,200</u>	<u>419,800</u>	<u>429,800</u>	
90	305,400	325,300	350,900	<u>387,800</u>	<u>420,200</u>	<u>430,100</u>	
91	306,200	326,500	352,100	<u>388,400</u>	<u>420,600</u>	<u>430,400</u>	
92	306,900	327,700	353,400	<u>389,000</u>	<u>421,000</u>	<u>430,600</u>	
93	307,400	328,900	354,700	<u>389,300</u>	<u>421,300</u>	<u>430,800</u>	
94	308,300	330,200	356,200	<u>389,800</u>			
95	309,200	331,400	357,700	<u>390,300</u>			
96	310,000	332,600	359,100	<u>390,800</u>			
97	310,800	333,800	360,400	<u>391,200</u>			
98	311,800	335,100	361,600	<u>391,600</u>			
99	312,700	336,300	362,700	<u>392,100</u>			
100	313,600	337,500	363,900	<u>392,600</u>			
101	314,500	338,900	365,000	<u>393,000</u>			
102	315,500	339,800	366,100	<u>393,500</u>			
103	316,500	340,800	367,200	<u>394,000</u>			
104	317,400	341,900	368,300	<u>394,500</u>			
105	318,200	343,000	369,500	<u>394,800</u>			
106	318,800	344,100	370,000	<u>395,200</u>			
107	319,400	345,100	370,600	<u>395,700</u>			
108	320,000	346,100	371,200	<u>396,000</u>			
109	320,500	347,300	371,800	<u>396,300</u>			
110	321,000	348,300	372,300	<u>396,800</u>			
111	321,400	349,300	372,700	<u>397,300</u>			
112	321,900	350,200	373,200	<u>397,800</u>			
113	322,700	351,100	373,600	<u>398,100</u>			
114	323,400	352,000	374,000	<u>398,600</u>			
115	324,100	353,000	374,500	<u>399,100</u>			
116	324,700	354,000	375,000	<u>399,600</u>			
117	325,300	355,000	375,400	<u>399,900</u>			
118	326,000	355,400	375,900	<u>400,400</u>			
119	326,700	356,000	376,500	<u>400,900</u>			
120	327,500	356,600	377,000	<u>401,400</u>			

改 正 案							
79	298,000	314,100	335,300	<u>382,700</u>	419,200	429,400	
80	298,600	315,100	336,700	<u>383,900</u>	419,500	429,600	
81	299,200	316,000	338,000	<u>385,000</u>	419,800	429,800	
82	299,900	317,100	339,600	<u>385,600</u>	420,200	430,100	
83	300,600	318,100	341,100	<u>386,100</u>	420,600	430,400	
84	301,200	319,100	342,600	<u>386,600</u>	421,000	430,600	
85	301,800	320,000	344,000	<u>387,200</u>	421,300	430,800	
86	302,500	321,000	345,500	<u>387,800</u>			
87	303,200	322,000	347,000	<u>388,400</u>			
88	303,900	323,000	348,400	<u>389,000</u>			
89	304,600	324,000	349,700	<u>389,300</u>			
90	305,400	325,300	350,900	<u>389,800</u>			
91	306,200	326,500	352,100	<u>390,300</u>			
92	306,900	327,700	353,400	<u>390,800</u>			
93	307,400	328,900	354,700	<u>391,200</u>			
94	308,300	330,200	356,200	<u>391,600</u>			
95	309,200	331,400	357,700	<u>392,100</u>			
96	310,000	332,600	359,100	<u>392,600</u>			
97	310,800	333,800	360,400	<u>393,000</u>			
98	311,800	335,100	361,600	<u>393,500</u>			
99	312,700	336,300	362,700	<u>394,000</u>			
100	313,600	337,500	363,900	<u>394,500</u>			
101	314,500	338,900	365,000	<u>394,800</u>			
102	315,500	339,800	366,100	<u>395,200</u>			
103	316,500	340,800	367,200	<u>395,700</u>			
104	317,400	341,900	368,300	<u>396,000</u>			
105	318,200	343,000	369,500	<u>396,300</u>			
106	318,800	344,100	370,000	<u>396,800</u>			
107	319,400	345,100	370,600	<u>397,300</u>			
108	320,000	346,100	371,200	<u>397,800</u>			
109	320,500	347,300	371,800	<u>398,100</u>			
110	321,000	348,300	372,300	<u>398,600</u>			
111	321,400	349,300	372,700	<u>399,100</u>			
112	321,900	350,200	373,200	<u>399,600</u>			
113	322,700	351,100	373,600	<u>399,900</u>			
114	323,400	352,000	374,000	<u>400,400</u>			
115	324,100	353,000	374,500	<u>400,900</u>			
116	324,700	354,000	375,000	<u>401,400</u>			
117	325,300	355,000	375,400	<u>401,800</u>			
118	326,000	355,400	375,900	<u>402,300</u>			
119	326,700	356,000	376,500	<u>402,700</u>			
120	327,500	356,600	377,000	<u>403,200</u>			

現					行				
	121	328,100	356,900	377,200	<u>401,800</u>				
	122	328,400	357,300	377,700	<u>402,300</u>				
	123	328,900	357,700	378,200	<u>402,700</u>				
	124	329,400	358,100	378,600	<u>403,200</u>				
	125	329,700	358,500	379,100	<u>403,600</u>				
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	384, 200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案									
	121	328,100	356,900	377,200	<u>403,600</u>				
	122	328,400	357,300	377,700					
	123	328,900	357,700	378,200					
	124	329,400	358,100	378,600					
	125	329,700	358,500	379,100					
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		246, 200	258, 000	262, 200	293, 800	310, 600	324, 900	348, 600	384, 200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

現

行

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第17条の5	第4条第3項から第9項まで、 <u>第8条、第9条及び第9条の3</u>	第8条、 <u>第9条、第9条の3</u> 及び第10条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	

【栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正】

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、給与条例第8条及び第9条の規定に基づき支給する。

改 正 案

【栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略	略	略
第17条の5	第4条第3項から第9項まで及び第8条	第8条及び第10条の2
	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

【栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正】

(扶養手当)

第7条 扶養手当は、給与条例第8条の規定に基づき支給する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与を改定するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(1) 特定任期付職員の業績手当の支給に係る規定を削ること。

(第 8 条関係)

(2) 特定任期付職員についての給与条例の適用除外規定及び期末手当の支給割合を改めること。(第 9 条関係)

(3) 任期付短時間勤務職員についての給与条例の適用除外規定を改めること。(第 10 条関係)

2 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

暫定再任用職員についての適用除外規定を改めること。

(附則第 4 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

議案第32号（総務人事課）

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例

現	行
【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正】 （給与に関する特例） 第8条 略 2・3 略 4 <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 5 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> （給与条例の適用除外等） 第9条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から<u>第9条まで、第9条の3及び第17条の4</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項<u>及び第17条第2項</u>の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。 第10条 給与条例第8条、<u>第9条</u>及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。 2 略 【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】 附 則 （定年退職者等の再任用に関する経過措置）	

改 正 案

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正】

(給与に関する特例)

第8条 略

2・3 略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の設定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与条例の適用除外等)

第9条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号。次項及び次条において「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第8条まで及び第9条の3の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項、第17条第2項及び第17条の4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第17条の4第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。

第10条 給与条例第8条及び第9条の3の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）には、適用しない。

2 略

【栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 略

2～6 略

7 栃木市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

改 正 案

第4条 略

2～6 略

7 栃木市職員の給与に関する条例第4条第3項、第5項、第7項から第9項まで及び第8条の規定並びに新給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(総務人事課)

議案第 33 号

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部
を改正する条例の制定について

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

庶務の所管課を改めること。(第 9 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

議案第 33 号（総務人事課）

栃木市旧栃木警察署跡地土地利用事業者審査委員会条例の一部を改正する条例

現

行

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、都市建設部市街地整備課において処理する。

改 正 案

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(税 務 課)

議案第 3 4 号

栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正

引用条項を改めること。

(第 3 6 条の 2、第 6 3 条の 2、第 8 9 条、第 1 3 9 条の 3 及び第 1 4 9 条関係)

2 栃木市都市計画税条例の一部改正

引用条項を改めること。(附則第 1 0 項関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第34号（税務課）

栃木市税条例及び栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市税条例の一部改正】	
（市民税の申告）	
第36条の2 略	
2～9 略	
10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） <u>第2条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	
（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）	
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（ <u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	
(2)～(4) 略	
2 略	
（種別割の減免）	
第89条 略	
2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす	

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正】

(市民税の申告)

第36条の2 略

2～9 略

10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から20日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす

る事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)～(8) 略

3 略

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号

改 正 案

る事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(8) 略

3 略

（特別土地保有税の減免）

第139条の3 略

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(3) 略

3 略

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号

現

行

をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

【栃木市都市計画税条例の一部改正】

附 則

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

10 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

改 正 案

をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

【栃本市都市計画税条例の一部改正】

附 則

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

10 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(6) 略

(都賀地域づくり推進課)

議案第 3 5 号

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市大柿西運動広場を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市体育施設条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市大柿西運動広場を削ること。（第 2 条及び別表第 1 関係）

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第 35 号（都賀地域づくり推進課）

栃木市体育施設条例の一部を改正する条例

現 行	
(名称及び位置)	
第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
略	略
栃木市赤津ターゲットバードゴルフコース	栃木市都賀町大橋 8 7 4 番地
栃木市大柿西運動広場	栃木市都賀町大柿 3 2 9 4 番地
略	略

別表第 1 (第 4 条関係)		
施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市赤津ターゲットバードゴルフコース	日の出から日没まで	無休
栃木市大柿西運動広場	日の出から日没まで	無休
略	略	略

備考 略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
略	略
栃木市赤津ターゲットバードゴルフコース	栃木市都賀町大橋874番地
略	略

別表第1 (第4条関係)

施設名	利用時間	休館日又は休場日
略	略	略
栃木市赤津ターゲットバードゴルフコース	日の出から日没まで	無休
略	略	略

備考 略

(保険年金課)

議案第 36 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国民健康保険税の課税限度額の見直しを行うに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 課税限度額を改めること。(第2条関係)
- 2 低所得者世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改めること。(第23条関係)

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

現	行
(課税額) 第2条 略 2 略 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 略 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1)～(3) 略 2・3 略	

改 正 案

(課税額)

第2条 略

2 略

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

2・3 略

(障がい福祉課)

議案第 37 号

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

助成の対象となる各種法人に指定障害福祉サービス事業者を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

各種法人の定義に指定障害福祉サービス事業者を加えること。

(第 2 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

議案第 37 号（障がい福祉課）

栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(定義)	
第2条 この条例において、「助成」とは、補助金の交付、貸付金の貸付け又はその他の財産の譲渡若しくは貸付けをいう。	
2 略	
3 この条例において「各種法人」とは、次に掲げるものをいう。	
(1)～(4) 略	
(5) 略	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、「助成」とは、補助金の交付、貸付金の貸付け又はその他の財産の譲渡若しくは貸付けをいう。

2 略

3 この条例において「各種法人」とは、次に掲げるものをいう。

(1)～(4) 略

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者（前項及び前各号に規定するものを除く。）

(6) 略

栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

提案理由

栃木市都賀地域活動支援センターを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市地域活動支援センターを栃木市藤岡地域活動支援センターに改めること。（題名及び第1条関係）
- 2 栃木市都賀地域活動支援センターを削ること。（第2条関係）

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

現	行						
<u>栃木市地域活動支援センター条例</u> （設置） 第1条 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の向上に資するために、<u>栃木市地域活動支援センター</u>（以下「センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>栃木市藤岡地域活動支援センター</u></td><td><u>栃木市藤岡町都賀390番地13</u></td></tr> <tr> <td><u>栃木市都賀地域活動支援センター</u></td><td><u>栃木市都賀町家中2357番地15</u></td></tr> </table>		名称	位置	<u>栃木市藤岡地域活動支援センター</u>	<u>栃木市藤岡町都賀390番地13</u>	<u>栃木市都賀地域活動支援センター</u>	<u>栃木市都賀町家中2357番地15</u>
名称	位置						
<u>栃木市藤岡地域活動支援センター</u>	<u>栃木市藤岡町都賀390番地13</u>						
<u>栃木市都賀地域活動支援センター</u>	<u>栃木市都賀町家中2357番地15</u>						

改 正 案

栃木市藤岡地域活動支援センター条例

(設置)

第1条 身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の向上に資するために、栃木市藤岡地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栃木市藤岡地域活動支援センター

位置 栃木市藤岡町都賀390番地13

(地域包括ケア推進課)

議案第 39 号

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい
て

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもの。

◎改正の概要

職員の基準及び当該職員の員数に係る規定を改めること。（第4条関係）

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

議案第 39 号（地域包括ケア推進課）

栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一

現	行
（職員の基準及び当該職員の員数） 第 4 条 地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 000 人以上 6, 000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。	

改 正 案

(職員の基準及び当該職員の員数)

第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2 前項の規定にかかわらず、運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(子育て総務課)

議案第40号

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

市長が指定する学童保育における土曜日の実施時間を改めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

実施時間を改めること。(第4条関係)

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

議案第40号（子育て総務課）

栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

現	行
（実施時間） 第4条 学童保育の実施時間は、学校の授業日にあつては児童の下校時から午後6時までとし、学校の休業日にあつては午前8時から午後6時までとする。 2 市長は、必要と認める児童については、2時間を超えない範囲で実施時間を延長することができる。 3 略	

改 正 案

(実施時間)

第4条 学童保育の実施時間は、学校の授業日にあつては児童の下校時から午後6時までとし、学校の休業日にあつては午前8時から午後6時(市長が指定する学童保育における土曜日にあつては、午後4時)までとする。

2 市長は、必要と認める児童については、2時間(市長が指定する学童保育における土曜日にあつては、4時間)を超えない範囲で実施時間を延長することができる。

3 略

(子育て総務課)

議案第 4 1 号

栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

放課後児童支援員の数及び一の支援の単位を構成する児童の数を改めるに
当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童健全育成事
業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、
議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

放課後児童支援員の数を変え、一の支援の単位を構成する児童の数に係る
例外規定を設けること。（第 1 2 条関係）

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

現	行
(職員)	
第12条 略	
2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに次のとおりとする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。	
(1) 略	
(2) 利用者30人以上の場合は、放課後児童支援員3人以上	
3 略	
4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、 <u>おおむね</u> 40人以下とする。	
5 略	

例

改 正 案

(職員)

第12条 略

2 放課後児童支援員の数、支援の単位ごとに次のとおりとする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

(1) 略

(2) 利用者30人以上49人以下の場合は、放課後児童支援員3人以上

(3) 利用者50人以上の場合は、放課後児童支援員4人以上

3 略

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、40人以下とする。ただし、利用者の支援に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

5 略

(保 育 課)

議案第 4 2 号

栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市いまいずみ保育園を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

栃木市いまいずみ保育園を削ること。(第2条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第42号（保育課）

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

現 行	
(名称及び位置)	
第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置
栃木市いまいずみ保育園	栃木市今泉町2丁目2番1号
栃木市くらのまち保育園	栃木市入舟町6番1号
略	略

改 正 案

(名称及び位置)

第2条 前条の保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
栃木市くらのまち保育園	栃木市入舟町6番1号
略	略

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - (1) 保育士の数の基準を改めること。(第 2 6 条関係)
 - (2) 保育所保育指針に係る主務大臣を改めること。(第 2 8 条関係)
- 2 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
 - (1) 保育所保育指針に係る主務大臣を改めること。(第 2 6 条関係)
 - (2) 保育士の数の基準を改めること。(第 3 0 条及び第 4 5 条関係)
 - (3) 保育従事者の数の基準を改めること。(第 3 2 条及び第 4 8 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

議案第43号（保育課）

栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の

現

行

【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

（職員）

第26条 略

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

（保育の内容）

第28条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）第28条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（職員）

第30条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

(職員)

第26条 略

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

(保育の内容)

第28条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

【栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正】

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木市条例第20号）第28条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(職員)

第30条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 略

現

行

(職員)

第32条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第45条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。
ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第48条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。） おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 略

改 正 案

(職員)

第 3 2 条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 1 5 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 2 5 人につき 1 人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 4 5 条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。
ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 1 5 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 2 5 人につき 1 人

3 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第 4 8 条 略

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 1 5 人につき 1 人

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 2 5 人につき 1 人

3 略

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定
子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 保育所保育指針に係る主務大臣及び引用条項を改めること。

(第 1 5 条関係)

- 2 重要事項の閲覧に係る規定を加えること。(第 2 3 条関係)

- 3 読替規定を改めること。

(第 3 4 条、第 3 5 条、第 5 0 条及び第 5 1 条関係)

- 4 保育所保育指針に係る主務大臣を改めること。(第 4 3 条関係)

- 5 磁気ディスク、シー・ディー・ロム等に係る規定を改めること。

(第 6 1 条関係)

〔参照条文〕

議案第 22 号と同じ。

現 行

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 略

（揭示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（特別利用保育の基準）

第34条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下

改 正 案

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 略

(掲示等)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(特別利用保育の基準)

第34条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下

現 行

この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

改 正 案

この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第35条 略

2 略

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

(特定地域型保育の取扱方針)

第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第50条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第3

改 正 案

(特定地域型保育の取扱方針)

第43条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特別利用地域型保育の基準)

第50条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第39条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第32条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第38条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第51条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定

現 行

0 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第 51 条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第 42 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども（政令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第 61 条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等

改 正 案

保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第51条 略

2 略

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第42条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

（電磁的記録等）

第61条 略

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等

現 行

に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

改 正 案

に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 略
- (2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

(保 育 課)

議案第 4 5 号

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

個人番号の独自利用事務を改めるに当たり、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 引用条項を改めること。（第 2 条関係）
- 2 第三子以降の児童の利用者負担額の免除に関する事務及び幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務を削り、字句の整理を行うこと。

（別表第 1 及び別表第 2 関係）

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

議案第45号（保育課）

栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す

現	行
(定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) 略	
(2) 特定個人情報	法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
(3) 個人番号利用事務実施者	法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
(4) 情報提供ネットワークシステム	法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
(5)・(6) 略	

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～11 略	略
12 市長	栃木市遺児手当支給条例（平成22年栃木市条例第137号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	第三子以降の児童の利用者負担額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第2条第2項第1号に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）の免除に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15 教育委員会	略

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1～11 略	略	略
12 市長	栃木市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	第三子以降の児童の利用者負担額の免除に関する事務	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

る条例

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)・(6) 略

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1～11 略	略
12 市長	栃木市遺児手当支給条例（平成22年栃木市条例第137号）による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	略

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1～11 略	略	略
12 市長	栃木市遺児手当支給条例による遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの

現

行

	する事務であって規則	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	で定めるもの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	幼稚園就園奨励費補助	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	金の交付に関する事務	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	であって規則で定める	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	もの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの

改	正	案
---	---	---

--	--	--

栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

事業所の定義並びに立地奨励金の対象区域、交付要件及び交付限度額を見直すに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市企業立地促進条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 事業所の定義を改めること。(第 2 条関係)
- 2 立地奨励金の対象区域、交付要件及び交付限度額を改め、字句の整理を行うこと。(別表関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

栃木市企業立地促進条例の一部を改正する条例

現

行

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)

略

(2)

事業所 物品の製造、加工、修理又は販売を行う施設及び情報サービス、物流又は研究開発の目的に使用する施設をいう。ただし、廃棄物の処理施設（中間処理施設を含む。）及び再生利用施設は、原則として除く。

(3)～(8)

略

別表（第3条関係）

奨励金の種類	対象区域	交付要件	交付額等
立地奨励金	1 市内の産業団地等	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円	1・2 略 3 交付総額は、 <u>3億円</u> を限度とする。
	2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める地域	（物品の販売を行う施設は2億円）以上であること。	
		2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人（物品の販売を行う施設は10人）以上であること。	
		3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 事業所 物品の製造、加工、修理又は販売を行う施設、情報サービス、物流又は研究開発の目的に使用する施設及びデータセンターをいう。ただし、廃棄物の処理施設（中間処理施設を含む。）及び再生利用施設は、原則として除く。

(3)～(8) 略

別表（第3条関係）

奨励金の種類	対象区域	交付要件	交付額等
立地奨励金	1 市内の産業団地等	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円	1・2 略 3 交付総額は、 <u>10億円</u> を限度とする。
	2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に定める地域	（物品の販売を行う施設にあつては、 <u>2億円</u> ）以上であること。	
	3 <u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第6条に規定する同意基本計画において定められた重</u>	2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人（物品の販売を行う施設にあつては、 <u>10人</u> ）以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日（特別高圧電力を受電する事業所にあつては、 <u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた日</u> ）	

現		行	
	上記以外	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円（物品の販売を行う施設は2億円）以上であること。 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人（物品の販売を行う施設は10人）以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	1・2 略 3 交付総額は、<u>3億円</u>を限度とする。
略	略	略	略
備考 略			

改 正 案

	<u>点促進区域（本市の区域に属するものに限る。）</u>	から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	
	上記以外	1 事業所の立地のために取得した投下固定資産の総額が1億円（物品の販売を行う<u>施設にあっては、2億円</u>）以上であること。 2 事業所において常時雇用し、かつ、市内に住所を有する従業員の数が5人（物品の販売を行う<u>施設にあっては、10人</u>）以上であること。 3 事業所の立地のために取得した土地の取得の日（<u>特別高圧電力を受電する事業所にあっては、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた日</u>）から5年以内に事業を開始すること。ただし、土地の取得を伴わない場合は、この限りでない。	1・2 略 3 交付総額は、<u>10億円</u>を限度とする。
略	略	略	略

備考 略

(公園緑地課)

議案第 4 7 号

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

引用条項を改めること。(第3条関係)

〔参照条文〕

議案第22号と同じ。

議案第 4 7 号（公園緑地課）

栃木市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改

現	行
（園路及び広場） 第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等（法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「政令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び政令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 略	

改 正 案

(園路及び広場)

第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等（法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、政令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び政令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障がい者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

(7) 略

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、及び空家等対策計画を策定するため空家等対策協議会を設置するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 字句の整理を行うこと。(題名、第3条、第6条及び第9条関係)
- 2 目的規定を改めること。(第1条関係)
- 3 定義規定を改めること。(第2条関係)
- 4 所有者等の責務に係る規定を削ること。(旧第3条関係)
- 5 相互に協力する者に空家等管理活用支援法人を加え、字句の整理を行うこと。(第4条関係)
- 6 管理不全な状態に係る規定を改め、字句の整理を行うこと。
(第5条及び第10条から第12条関係)
- 7 空家等対策計画の策定に係る規定を加えること。(第7条関係)
- 8 協議会の設置に係る規定を加えること。(第8条関係)
- 9 調査に係る規定を削ること。(旧第8条関係)
- 10 所有者等を確知することができない場合の対応に係る規定を削ること。

(旧第 9 条関係)

- 1 1 助言又は指導に係る規定を削ること。(旧第 1 0 条関係)
- 1 2 勧告に係る規定を削ること。(旧第 1 1 条関係)
- 1 3 命令に係る規定を削ること。(旧第 1 2 条関係)
- 1 4 公表に係る規定を削ること。(旧第 1 3 条関係)
- 1 5 代執行に係る規定を削ること。(旧第 1 4 条関係)

〔参照条文〕

議案第 2 2 号と同じ。

現

行

栃木市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態となることを防止するとともに地域の資源として有効活用され、市民の安全、良好な生活環境の保全及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）空き家等 市内に存する建物その他の工作物で、現に人が使用していないもの及びその敷地をいう。

（2）所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（3）管理不全な状態 建物その他の工作物が次のいずれかの状態にあるものをいう。

ア 建物その他の工作物の倒壊又は破損により、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがある状態

イ 不特定の者が容易に侵入できるため、近隣の治安を悪化させるおそれがある状態

ウ 草木の繁茂、ねずみ、害虫、悪臭等の発生又はゴミ、不用品等の集積により、近隣の生活環境を悪化させるおそれがある状態

エ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、自己の所有又は管理に係る空き家等が管理不全な状態にならないよう、適正にこれを管理しなければならない。

2 所有者等は、空き家等の適正管理及び有効活用に関する市の施策に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、空き家等の適正管理及び有効活用を促進するため、啓発、広報、計画策定その

改 正 案

栃木市空家等の適正管理及び有効活用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正管理及び有効活用に関し必要な事項を定めることにより、空家等が適正に管理されるとともに地域の資源として有効活用され、市民の安全、良好な生活環境の保全及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等のうち、市内に存するものをいう。
- (4) 所有者等 空家等を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正管理及び有効活用を促進するため、啓発、広報、計画策定その他

他必要な施策を講ずるものとする。

2 略

(相互の協力)

第5条 市、所有者等、事業者、市民及び自治会その他団体は、この条例の目的を達成するため、空き家等の適正管理及び有効活用について、相互に協力するものとする。

(空き家等の発生の予防)

第6条 現に使用している建築物を所有又は管理する者は、建築物の使用を中止するに当たり、当該建築物を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難で管理不全な状態になるおそれがあるときは、賃貸、譲渡等により当該建築物の活用を図るよう努めるものとする。

(情報提供)

第7条 何人も、適正な管理が行われていない空き家等を発見したときは、市にその情報を提供することができる。

(調査)

第8条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき又は空き家等が適正に管理されていないおそれがあると認めるときは、当該空き家等の状態、所有者等の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、職員に、空き家等に立ち入って調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員を空き家等に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

改 正 案

必要な施策を講ずるものとする。

2 略

(相互の協力)

第4条 市、所有者等、事業者、市民、自治会及び法第23条第1項の規定による指定を受けた空家等管理活用支援法人その他団体は、この条例の目的を達成するため、空家等の適正管理及び有効活用について、相互に協力するものとする。

(空家等の発生の予防)

第5条 現に使用している建築物を所有し、又は管理する者は、建築物の使用を中止するに当たり、当該建築物を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難で管理不全空家等又は特定空家等に該当することとなるおそれがあるときは、賃貸、譲渡等により当該建築物の活用を図るよう努めるものとする。

(情報提供)

第6条 何人も、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、市にその情報を提供することができる。

(空家等対策計画の策定)

第7条 市は、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めるものとする。

(協議会の設置)

第8条 市は、法第8条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議するため、栃本市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の推進に関し必要な事項

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（所有者等を確知することができない場合の対応）

第9条 市長は、前条の調査により所有者等又はその所在を確知することができないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第10条第1項の規定により、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で市が保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この条例の施行のために必要な限度において、利用することができる。

2 市長は、所有者等又はその所在を確知する必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、所有者等に関する情報の提供を求めることができる。

3 市長は、所有者等を確知するため、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 空家等の所在地

(2) 管理不全な状態の内容

(3) 管理不全な状態を解消するために採るべき措置

改 正 案

(1) 地域住民

(2) 市議会議員

(3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する専門的な知識を有する者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

11 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

12 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

14 協議会の庶務は、都市建設部建築住宅課において処理する。

15 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(4) その他市長が必要と認める事項

(助言又は指導)

第10条 市長は、空き家等が管理不全な状態であると認めたとき又は管理不全な状態になるおそれがあると認めたときは、当該空き家等の所有者等に対し、適正な管理を行うために必要な措置について、助言又は指導を行うことができる。

(勧告)

第11条 市長は、前条の指導を行ったにもかかわらず、当該空き家等がなお管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告に所有者等が従わないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、空き家等の除却、修繕その他適正な管理に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該所有者等に対し、命じようとする措置及び事由を書面により通知するとともに、これらに対する意見書及び自己に有利な証拠を提出することができる旨、教示しなければならない。

3 前項の通知を受けた所有者等は、通知を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、意見の聴取を行う期日及び場所を指定し、期日の3日前までに当該所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

5 当該所有者等は、意見の聴取に当たり、証人を出席させ、又は自己に有利な証拠を提出することができる。

6 市長は、第1項の規定による命令をしたときは、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

7 市長は、前項の標識を、第1項の規定による命令に係る空き家等に設置することができる。この場合においては、当該所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(公表)

第13条 市長は、前条第1項の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表

改 正 案

者の氏名)

(2) 空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(代執行)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による命令を受けた所有者等が命令に従わない場合において、他の手段によって履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら当該所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

2 市長は、第12条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命じようとする所有者等を確認することができないとき（過失がなくて第10条の助言若しくは指導又は第11条の勧告を行うべき所有者等を確認することができないため第12条第1項の規定による命令を行うことができないときを含む。）は、自ら当該所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

3 市長は、前項の規定により自ら当該所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせようとするときは、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又は第三者がその措置を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(緊急安全措置)

第15条 市長は、空き家等の倒壊、破損等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫し、所有者等が直ちに危険を除去することが困難であると認められるときは、第10条から第13条までの規定によることなく、危険を回避するために必要な措置を講ずることができる。

2 略

(支援及び助成)

第16条 市長は、空き家等の適正な管理を促進するため、所有者等の相談に応じるとともに、

(緊急安全措置)

第9条 市長は、空家等の倒壊、破損等により人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険が切迫し、所有者等が直ちに危険を除去することが困難であると認められるときは、危険を回避するために必要な措置を講ずることができる。

2 略

(支援及び助成)

第10条 市長は、空家等の適正な管理を促進するため、所有者等の相談に応じるとともに、

情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市長は、管理不全な状態の空き家等を改善した所有者等に対し、別に定めるところにより、助成をすることができる。

(空き家等の活用)

第17条 所有者等は、空き家等を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難であるときは、管理不全な状態になることを防止するため、賃貸、譲渡等により当該空き家等の活用を図るよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の活用を促進するとともに、空き家等が良好な生活環境の創造、活力あるまちづくり、居住の促進等に有効活用されるために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、地域の活性化に資する目的で空き家等を有効活用するものに対し、必要な支援及び助成を行うものとする。

(関係機関との連携)

第18条 市長は、空き家等の管理不全な状態を改善するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に管理不全な状態にある空き家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

第19条 略

改 正 案

情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市長は、適正な管理が行われていない空家等の状態を改善し、又は改善した所有者等に対し、別に定めるところにより、助成をすることができる。

(空家等の活用)

第11条 所有者等は、空家等を使用する見込みがなく、かつ、適正な管理を継続することが困難であるときは、管理不全空家等又は特定空家等に該当することとなることを防止するため、賃貸、譲渡等により当該空家等の活用を図るよう努めるものとする。

- 2 市長は、前項の活用を促進するとともに、空家等が良好な生活環境の創造、活力あるまちづくり、居住の促進等に有効活用されるために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市長は、地域の活性化に資する目的で空家等を有効活用するものに対し、必要な支援及び助成を行うものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、適正な管理が行われていない空家等の状態を改善するために必要があると認めるときは、警察その他の関係機関に当該空家等に関する情報を提供し、協力を求めることができる。

第13条 略

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

